

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日か翌々日  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)

- 保険医療機関等の指定(保険課)
- 国民健康保険医等として登録があったものとみなされるもの(〃)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)(農村整備課)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- 保安林の指定(造林課)
- 土地収用法による事業の認定(管理課)
- 一般国道の区域の変更(道路課)
- 県道の区域の変更(〃)
- 一般国道の供用の開始(〃)
- 県道の供用の開始(〃)

## 告 示

### 鳥取県告示第七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による黒坂(中菅)地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年二月一日

鳥取県知事 西 尾 迅 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成二年八月一日現在の地番による。)
中菅字丸山	中菅字丸山のうち一八六の一の一部以外の区域
中菅字峠田道下	中菅字丸山一八六の一の一部 中菅字峠田道下タの全域
中菅字土居之内	中菅字土居之内のうち三三八及びこれと一体をなす国有地並びに三三五の一、三三六、三三七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
中菅字井手内屋敷廻り	中菅字井手内屋敷廻りのうち三五一の一部、三五三の一部、三五四の一部、三五五、三五六の一、三五六の二、三五七

<p>の中及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>中菅字突抜 中菅字井手内屋敷廻リ三五一の一部、三五三の一部、三五四の一部、三五五、三五六の一部、三五六の二の一部、三五七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 中菅字突抜のうち三六〇の一部、三六三から三六五までの一部、三七一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 中菅字原田三七九から三八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七七、三七九と一体をなす国有地の一部</p>	<p>中菅字原田 中菅字井手内屋敷廻リ三五六の二の一部、三五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五五と一体をなす国有地の一部 中菅字突抜三六〇の一部、三六三から三六五までの一部、三七一の一部及びこれらと一体をなす国有地 中菅字原田のうち三七九から三八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七七、三七九、三八四、三八六と一体をなす国有地の一部以外の区域 中菅字代田三八八の一部及び三九三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>中菅字代田 中菅字土居之内三三八及びこれと一体をなす国有地並びに三三六、三三七の三と一体をなす国有地の一部 中菅字原田三八四、三八六と一体をなす国有地の一部 中菅字代田のうち三八八の一部、三九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三九三と一体をなす国有地の一部以外の区域 中菅字カミ田四〇一の二の一部、四〇一の二の一部</p> <p>中菅字カミ田 中菅字土居之内三三五の一、三三六と一体をなす国有地の</p>	
<p>一部 中菅字代田三八八の一部、三九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 中菅字カミ田のうち四〇一の二の一部、四〇一の二の一部、四〇八の一部以外の区域 中菅字畑田垣ノ内四〇九から四一一までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四一二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>中菅字畑田垣ノ内 中菅字カミ田四〇八の一部 中菅字畑田垣ノ内のうち四〇九から四一一までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四一二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>中菅字上ノ廣畑 中菅字上ノ廣畑のうち六〇九の一部、六一一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六〇九、六一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>中菅字下ノ廣畑 中菅字上ノ廣畑六〇九の一部、六一一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六〇九、六一〇と一体をなす国有地の一部 中菅字下ノ廣畑の全域 中菅字田ノ塔六四〇の一部、六四二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>中菅字田ノ塔 中菅字田ノ塔のうち六四〇の一部、六四二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第七十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成三年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
安達医院	米子市両三柳二〇四八	平成二年十二月二十四日
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町一五〇	平成二年十二月二十日
稲賀医院	境港市上道町九一四一	平成二年十二月二十九日
中尾医院	気高郡鹿野町大字今市一〇四〇一	平成二年十二月十五日
三朝町国民健康保険竹田診療所	東伯郡三朝町大字穴鴨一六八	平成二年十二月二十五日
大山町国民健康保険大山寺診療所	西伯郡大山町大字上野原一四五一三	平成二年十二月二十一日
百村眼科医院	鳥取市上町一八一五	平成三年一月一日
井沢医院	境港市竹内町七九一八	"
西本医院	八頭郡船岡町大字見槻中一五三一〇	"

清水歯科医院	鳥取市賀露町一〇五八	"
今田歯科岩倉医院	鳥取市岩倉字上樋掛四五二一七	"
安田歯科医院	米子市朝日町五	"
明石歯科診療所	西伯郡名和町大字御来屋字西大草松一三三三四	"
大月歯科医院	倉吉市上井三一六一六	平成三年一月四日
有限会社山田薬局	鳥取市田園町四丁目三八五	"

鳥取県告示第七十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
船木 欧美	鳥国歯第五七二号	平成二年十月二十六日

光 延 文 裕	鳥国医第四、二三三号	平成二年十月二十二日
岸 良 示	鳥国医第四、二三四号	平成二年十一月二日
松 永 慎 次 郎	鳥国医第四、二三五号	平成二年十一月六日
川 根 保	鳥国薬第七六七号	平成二年十一月二十六日
小 泉 裕 子	鳥国薬第七六八号	平成二年十一月二十八日

鳥取県告示第七十九号

鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（杉崎）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十号

会見町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業手間（田住上）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十一号

会見町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業手間（田住下）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十二号

溝口町が行う土地改良事業に係る二部地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る黒坂（中菅）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字小田字東南谷五一三、五一四、五一七の二、五一七の四、字西南谷五二七、五二九から五三四まで、五三七、字南谷五三五、字小瀧五三八から五四四まで、字赤畑ケ五四五の二、字小滝口五四七、五四九、大字大坂字丸山一五四の一、一五五、一五六、字南谷平一六一、一六二、一六三の一、一六四から一六六まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字丸山一五四の一、一五五

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字南谷平一六一

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称  
会見町
- 二 事業の種類  
会見町民運動場保全事業
- 三 起業地
  - 1 収用の部分 西伯郡会見町浅井字西光寺、字土井敷、字ビシヤモン 堂及び字中尾地内
  - 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
会見町役場

鳥取県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成三年二月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 後	変 更 前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一八一号	日野郡溝口町溝口字船場三六一 ―二地先から同町溝口字古市場 下三三四―一地先まで	九・〇 三二・〇	七・七 一〇・〇	三三五・〇	三三五・〇

鳥取県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成三年二月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変 更 後	変 更 前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
溝口伯太線	日野郡溝口町溝口字市場上ミ 三三八―二地先から同町字代 字岸ノ前三三五地先まで	日野郡溝口町溝口字古市場下 二九三―二地先から同町字代字岸 ノ前三二八―一地先まで	八・九 四五・〇	四三三・〇

鳥取県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成三年二月四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の年月日
一八一号	日野郡溝口町溝口字船場二六一―二地 先から同町溝口字古市場下三三四―一 地先まで	平成三年二月四日

鳥取県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成三年二月四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の年月日
溝口伯太線	日野郡溝口町溝口字市場上ミ三三八― 二地先から同町字代字岸ノ前三三五地 先まで	平成三年二月四日

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】